

資料 日本における戦時期農地・ 農地政策関係資料 (15)

坂根 嘉弘

目次

一、研究史の概要

二、戦時期土地改良関係資料…第1回(第25巻第3号)～第3回(第26巻第3号)

三、戦時期農地政策関係資料(1)～(5)…第4回(第27巻第3号)～第14回(第31巻第3号)

三、戦時期農地政策関係資料

(6) 供出制度による地主小作関係の変化

臨時米穀配給統制規則(1940年8月20日農林省令第74号)並びに米穀管理規則(1940年10月24日農林省令第97号)により、国家による食糧管理が始まった。これにより、米穀の集荷配給が統制され、米穀の供出制が制度化されることとなった⁽¹⁾。翌1941年からは、生産者米価と地主米価に価格差が設けられることになり、小作料率の事実上の低下が始まった。

従来、この供出制度の開始の意義について、地主小作関係の視点からは2点指摘されてきた。第1点は、小作人が小作料を地主に納入する従来の方式ではなく、小作料を農業倉庫に直接納入することになったことから代金納化に転換したという点であり、第2点は、生産者米価と地主米価に価格差が設定され事実上小作料が低下したという点である。このうち、ここで検討したい問題の一つは前者の代金納化への転換についてである。研究史をみると、たとえば、大内力氏は、「1940年からは米について供出制がしかれたが、このとき小作米については、在村地主の自家飯米をのぞきすべてが供出されなければならないものとされ、しかもそれは小作農が地主に代って供出し、その代金を地主に支払えばいいとされた。つまり小作料はこのとき大部分が代金納化されたわけである」⁽²⁾としている。つまり、1940年時点で「大部分が代金納化されたわけである」と評価されており、一般的にも供出制度の開始によって代金納化が進んだように考えられてきたのであるが、問題は、

はたして実態がそのように進展していたのであろうかという点である。確かに制度上は、供出制度開始により小作人が直接小作料を農業倉庫に納入し、その小作料分の代金を地主に支払うこととされたため、建前上は代金納という制度になっていたのであるが、実際にそのように運用されていたのかどうかは別問題であろう。本稿で検討したい問題の一つはこの点である。

第2の問題は、この供出制度の開始により地主小作関係にどのような影響が現れたのかという点である。米穀を全面的に国家の管理下におくことは歴史上初めてのことであり、この米穀国家管理は農村社会経済に大きな影響を与えると考えられた。特に懸念されたのは、地主小作関係への影響である。従来の研究では価格差設定による小作料率の低下が注目されていたが、それ以外の問題はなかったのだろうか。ここではこの点を検討してみたい。

本稿では、以上の問題を検討するために、1970年代以降盛んに行われた地主経営の事例分析のデータを使用するとともに、二つの刊本資料を使用したい。一つは『農地制度資料集成』補巻2所載の農林省農務局農政課『米穀国家管理ノ小作関係ニ及ボス影響並ニ地方小作官ノ意見ノ概要』(1940年11月)である⁽³⁾。いま一つは、従来紹介されたことのなかった中央物価統制協力会議による調査資料『米穀管理規則実施に伴ふ小作米受渡事情』(1941年5月)である。後者は、坂根が1984年に古本市場で購入したものであるが、Webcatで調べる限り、どこの大学にも所蔵され

ていない資料であるので、研究上の重要性に鑑み、本稿末尾で復刻掲載したい。

1) 供出制度による代金納化について

ア) 『米穀管理規則実施に伴ふ小作米受渡事情』

中央物価統制協力会議は1940年秋に米穀管理規則実施にともなう小作料授受の影響について調査を行った。それをまとめたのが、中央物価統制協力会議『米穀管理規則実施に伴ふ小作米受渡事情』(1941年5月)である。

中央物価統制協力会議は、経済団体聯盟・中央農林協議会・国民精神総動員中央聯盟の三団体を世話団体として1939年11月28日に設立された。会員は全国的経済団体、当業者団体で、目的として「政府ト協力シテ物価統制ノ確保ヲ図ルコト」(中央物価統制協力会議規約第1条)を掲げていた。経済諸団体が主体となった形式をとってはいるが、政府主導で組織されたことは明らかで、各省次官などが委員として送り込まれており、当初予算の半分近くは政府補助金であった。加盟団体は、設立当初は帝国農会など69団体であったが、その後、1939年度末には130団体へと拡大し、1940年度末には統制会社の加盟をもとめ392団体に達した。当時の主要な経済団体、当業者団体、統制団体を網羅したと言っていていいであろう。さらに、1940年3月には規約改正を行い、地方物価統制協力会議も加盟団体として傘下におさめることになった⁽⁴⁾。主要なすべての産業分野にわたり、かつ中央でも地方でも、物価統制に関して極めて広範な活動を展開している。その内の一つに調査活動があり、数多くの調査資料を刊行しているが、この『米穀管理規則実施に伴ふ小作米受渡事情』もその一つであった⁽⁵⁾。

この調査は中央物価統制協力会議が1941年1月に道府県経済部に照会したもので、33道県からの回答を得、それを取りまとめたものである。調査は二つの項目からなっている。一つが米穀管理規則実施に際して小作米を直接小作人から供出したかどうか、二つが米穀管理規則実施により地主小作関係に及ぼした影響についてである。

まず、代金納化にかかわる、小作料を小作人が直接供出したのかどうかをみておきたいのであるが、その前に政府の定めた小作米供出についての

規則を確認しておきたい。米穀管理規則は1940年10月24日に公布されたが、この規則に伴い出された米穀管理実施要綱では、「地主ノ管理米ニ付テハ集荷ノ敏速ヲ図ル為成ル可ク小作人ノ手許ヨリ直接之ヲ出荷セシムル様指導スルコト」(米穀管理実施要綱第5の2項)とされていた⁽⁶⁾。この1940年10月の米穀国家管理の初期段階では、「成ル可ク」小作人から直接出荷するよう「指導スルコト」にとどまっており、それについての地方長官による命令などが規定されていたわけではなかった。つまり強制力を持たない努力目標的な規定であったのである。それは翌年強化された。1941年9月12日の米穀管理実施要綱の改正によってである。つまり、「地主ノ管理米ニ付テハ集荷ノ敏速ヲ図ル為小作人ノ手許ニ於テ其ノ小作米中ヨリ当該地主ノ自家保有米ヲ控除シタルモノニ付管理證印ノ押捺ヲ受ケ直接管理倉庫ニ之ヲ出荷セシムル様指導スルコト、地方長官ハ必要アル場合ニ於テハ小作米ノ出荷方法ニ関シ臨時米穀配給統制規則第十一条ノ規定ニ基キ命令ヲ為シ得ルコト」(第2の5項)⁽⁷⁾となった。つまり、「成ル可ク」の文言が消えるとともに、必要ある場合の臨時米穀配給統制規則第十一条による農林大臣や地方長官の命令が規定されたのである。このように、小作人の直接供出については1941年からは強化されることになったのである。

では、以上を踏まえて、『米穀管理規則実施に伴ふ小作米受渡事情』の調査結果をみてみよう。まず、小作米を直接小作人より供出していると回答しているのは、北海道、茨城、富山、山梨、長崎、宮崎、鹿児島である。これらの地域は、回答通りとすると、小作人よりの直接供給がかなり多くをしめた地域となる。しかしながら、これらの諸県では単に「小作人より直接供出」(北海道)などと記されているのみで、その供出米の処理方法が具体的に記されているわけではない。少なからず農林省の「指導」どおりに回答した様子が感じられ、実態を示したものといえるかどうかはやや疑問である。それよりも、以下に示す多少なりとも具体的に回答している場合のほうがより実態を反映していると思われる。たとえば、三重では8割が直接、奈良では直接が25%と回答していた。これらの地域では、直接供出の場合もあったが地主への納入もかなり存在したことを示している。

そのほか、原則として直接供出とせしむるというのが、福島、和歌山、鳥取、岡山、愛媛、高知、佐賀で、直接供出とするように指導しているというのが、青森、兵庫、鳥根、広島、大分であった。ただ、これらの地域では、どの程度代金納が進んでいたかは必ずしも明確ではない。さらに、代金納について直接回答している地域もある。高知では「小作料を可成金銭に換算せしめて支払ふ様指導しつゝあり」、福岡では「代金納化は微少なり」としている。さらに新潟・奈良では、代金納の場合があったことを回答している。また、神奈川、新潟、石川、岐阜、広島、山口、熊本などでは、地主名義の入庫票を地主に持参するという従来通りの方法を具体的に回答している。以上からすると、確かに小作米を直接小作人より供出していると回答している地域があるにはあったが、具体的な調査を踏まえずに、かなり達観的に（場合によっては農林省の「指導」どおりに）回答した印象を否めず、全体的には、この1940年段階では、代金納化はそれほど進展していなかったのではないかとの印象を受ける。この点は、1940年の供出制度初期段階では、道府県に対しては、「成ル可ク」小作米を小作人から直接に供出するよう「指導」が要請されていた段階であったことと符合する点である。

イ) 地主経営の事例分析のデータ

次に、以上の点を地主経営の事例分析のデータから検討してみたい。これまで行われてきた地主経営の分析はかなりの数にのぼるが、戦時期の、それも代金納率にまで分析が及んでいるのは、管見の限り多くはなかった。ここでは、4事例を取り上げたい。適宜、表を参照いただきたい。

表 代金納率 (単位：%)

道府県 家名 所有規模 (概数)	埼玉県 宇田川家 30町	埼玉県 太田家 8町	山梨県 関本家 7町	長野県 小池家 6町
1940年	3.9	2.1	50.4	3.1
1941年	24.8	7.1		15.2
1942年	17.8	2.4		16.8
1943年	46.0	9.9	91.1	32.7
1944年	92.5	5.3		64.2
1945年	98.7	34.6		100.0
1946年		7.3		

出典：本文の注を参照。

①埼玉県宇田川家の場合

埼玉県南埼玉郡桜井村（現、越谷市）の30町歩地主宇田川家の田小作料納入分析をみておきたい⁽⁸⁾。ここでは、代金納率に注目する。宇田川家の代金納率は、1940年3.9%、1941年22.7%、1942年17.8%、1943年14.1%、1944年53.5%、1945年98.7%となっている。代金納率は、1944年ようやく半分ほどになり、1945年にはほぼ100%に達しているが、それまでは20%前後かそれ以下である。それほど高いとはいえない。ただし、これに「入庫」分を加えると1943年以降はかなり高くなる。即ち、1941年24.8%、1942年17.8%、1943年46.0%、1944年92.5%、1945年98.7%である（1942年と1945年には「入庫」分の記載はない）。「入庫」分は代金納とみていいであろうから⁽⁹⁾、後者が、実質的な代金納率であろう。これによると、1941年が4分の1、1943年で半分、1944年以降ほぼすべてが代金納となる。ただし、1940年は代金納率3.9%と極めて低く、この代金納率は米穀国家管理が行われる以前と同水準である。つまり、米穀国家管理初年度の1940年度産米時点では、代金納はほとんど行われておらず、従来通りの小作料納入方式がとられていたことを示している。1941年からは代金納率はかなり高まるが、それでも1941年・42年段階では未だ4分の1程度と、それほど高くない点に注意すべきであろう。

②埼玉県太田家の場合

次に埼玉県比企郡野本村（現、東松山市）の手作地主太田家の事例である。太田家は、8.5町の田畑所有（1926年）の手作地主で、戦時期において4町弱の田小作地、2.5町の畑小作地を持っていた。戦時期の田小作地代金納率は、1940年2.1%、1941年7.1%、1942年2.4%、1943年9.9%、1944年5.3%、1945年34.6%、1946年7.3%となっている。1930年代の代金納は記録されていない⁽¹⁰⁾。ここからわかるのは、米穀国家管理の開始とともに代金納が登場したが、その比率は極めて低いものであったということである。この太田家では、米穀国家管理が行われるまでは、代金納は主に未納分に適用されており代金納はあまりみられなかったが、供出制度開始後は、それまで現物で収取していた「端米」を代金納で受け取るようになったため代金納が登場するようになったのである。つまり「このような変化がみられるにしても1942

年の食糧管理法の制定後も、太田家の小作米は政府倉庫に入れる前に一度太田家に集められ、太田家の庭で検査を受けてから政府倉庫に入れるという今までのやり方を変えていない」ということになる⁽¹¹⁾。この太田家の事例では、戦時期の米穀国家管理のもとでも、代金納化は基本的に進行していないことが確認できよう。

③山梨県関本家の場合

次は、山梨県東八代郡英村（現、石和町）の7町歩手作地主関本家の事例である⁽¹²⁾。1931年で、所有地7.8町、うち自作地は田2.7反、畑14.9反で、養蚕経営をおこなっていた。畑小作料は金納、田小作料は初納であるが、1920年前後からは田に桑を植えるようになり代金納が増加している。したがって、田小作料の代金納率は戦時期以前（1930年～33年）でも20%～27%程度の高さをしめしていた。戦時期については、1940年と1943年分しか分からないが、この両年の代金納率は1940年50.4%、1943年91.1%となり、関本家の場合には1940年から代金納が半分の割合を示しており、供出制度開始の当初からかなり高い割合を示しているのが特徴である。ただ、具体的な小作料納入の方法が不明なのと、関本家の場合には1930年代前半ですでに20%台の代金納率を示しており、それを考慮すると1930年代後半時点ですでに代金納率がかなり高かった可能性もあり、供出制度開始との因果関係を明確に示すことは出来ない。

④長野県小池家の場合

最後に、長野県西塩田村（現、上田市）の手作地主小池家の事例である⁽¹³⁾。小池家は、貸付地面積5町歩、自作地面積1～2町の手作地主である。戦時期には、貸付地は4町～3町程度へと減少している。小池家における田小作料の代金納で特徴的なのは、1930年代後半に代金納がほとんどないことである。これは小池家の小作米がすべて西塩田村農業倉庫に搬入され、そこで等級検査を受けて規定の俵装に統一されていたためである。1936年以降の代金納率をみると、1936年～38年0%、1939年9.6%、1940年3.1%、1941年15.2%、1942年16.8%、1943年32.7%、1944年64.2%、1945年100%となる。供出制度が始まる1940年時点では代金納はほとんど行われておらず、1941年から徐々に増加するという状況であった。1943年で3分の1、1944年で3分の2、1945年で100%

と、1943年以降は急速に増加していった。米穀国家管理制度下では、代金納が制度上の建前ではあったが、1945年を除き、必ずしも代金納になっていなかった点に注意すべきであろう。

以上をまとめると、供出制度確立以降における代金納の実施状況については、第1に個別地主によりかなり差異があったことである。もっとも極端な場合は、埼玉県の太田家で、「端米」を代金納で受け取っただけで、従来のやり方とまったく変わっていない場合もあったのである。第2に、どの地主の場合も、1940年の供出制度開始時点では代金納化は進んでいなかったということである。1940年時点から代金納率が高かった関本家の場合は、1930年代後半から代金納率が高かった可能性があり、例外事例とみるべきものであろう。この点は、中央物価統制協力会議による『米穀管理規則実施に伴ふ小作米受渡事情』の調査結果とも符合する点であった。地主米価と生産者米価と価格差がつけられ事実上の小作料率低下という別の大きな意味が加わるようになるのは1941年からであったが、太田家を除き、その1941年から代金納化が徐々に進んでいったといえる。その前提となる制度上の変化としては、米穀管理実施要綱の改正による、小作人からの直接供出の強化があったのである。しかし、直接供出の割合は、1941・42年時点では、まだそれほど高くはなかったとみるべきであろう。第3に、しかしながら部落責任供出制が採用された1943年からはかなり代金納化がすすみ、1944年・45年には代金納化が一層すすんだとみていいようである。特に、1945年はかなり高くなっている。

以上の検討からすると、1940年時点で「大部分が代金納化されたわけである」とする大内力氏の見方は実態と大きくかけ離れているとしなければならない。供出制度による代金納化は、実際には従来考えられている程の進展はみられなかったのである。

2) 供出制度の地主小作関係に及ぼす影響について

ア) 『米穀国家管理ノ小作関係ニ及ボス影響並ニ地方小作官ノ意見ノ概要』

農林省は、1940年秋に、この米穀国家管理が地主小作関係に及ぼす影響について、地方小作官に

報告と意見を求めている。それをまとめたのが、農林省農務局農政課『米穀国家管理ノ小作関係ニ及ボス影響並ニ地方小作官ノ意見ノ概要』（1940年11月、以下『概要』とする）である。

この『概要』には、「米穀国家管理ノ小作関係ニ及ボス影響」として以下の点が述べられている。①小作料減免問題については、管理米を契約小作料額で割当てると不作時における小作料減免交渉で小作側に不利になる場合が予想されること、小作人による直接出荷となると地主側の主張による小作料額が割当てられることが考えられ小作側に不利となること、小作料減免問題がこじれると管理米数量の決定が困難となること、が懸念されていた。確かに、農林省は迅速な供出を求めており、十分に時間をかけた減免交渉を行えなくなる可能性が高く、かつ契約小作料額とはいわないまでも平年作小作料で管理米を決める可能性があり、地主は管理米供出を理由に十分な減免交渉を行わず、小作側には不利になる可能性があった。供出制度への転換によって、おそらく直接的に問題となったのは、②奨励米や俵装料などの補償金穀との関連、あるいは込米慣行との関連である。前者は奨励米や俵装料などの補償金穀をどのように処理するかである。これについては時価をもって換算することで支障がないという府県が多いが、これらの給与が今後消滅するのではないかと懸念も寄せられていた。込米慣行についても廃止の方向へ進むのではないかと懸念がだされている。いずれにしても、地主が供出米確保を口実に減免や奨励米・補償金穀を減額することも考えられ、地主小作関係に紛争をもたらす可能性があった。③小作料の種別変更との関連である。かなり多くの県では物納小作料が代金納あるいは金納小作料にあらためられる傾向にあるとしているが、実際には上述したように代金納化もそれほど急速には進まなかった。また、刈分小作の定額小作への移行の契機となっている。④小作米の品質との関連では、従来の未検査米が国家管理によって検査米を納入することとなったため小作人の負担が増加することへの懸念が示されている。

イ) 『米穀管理規則実施に伴ふ小作米受渡事情』

次に『米穀管理規則実施に伴ふ小作米受渡事情』をみておきたい。まず、供出制度が地主小作関係

に及ぼしたる影響については、影響がない旨の回答が、茨城、群馬、富山、山梨、長野、岐阜、和歌山、愛媛、高知、熊本、宮崎、鹿児島等の12県から出されているが、他県からは、特に、小作料減免問題や奨励米・補償金穀について、『概要』と同様の問題点や懸念がだされている。なかでも包括的に問題を指摘しているのは、石川の次の指摘であろう。①「奨励米交付の慣行並に小作料の減免慣行に関するものにして地主に対し管理米を割当つる場合右慣行を考慮せずして行ふときは地主は管理米確保を理由に奨励米の交付、小作料の減免を行はざるに至り小作人に不利を招く結果となる」、②「従来の如く奨励米の数量、小作料減免程度の決定を当事者間の妥協に委せ置く時は其の決定容易に行はれず荏苒時日を経過して管理米の割当並に供出に支障を生ずること多かるべし」である。①は、地主が供出米（地主管理米）の確保を口実に、奨励米の交付や減免を回避する可能性を指摘したもので、②は減免問題で供出に支障や遅延が生じる可能性があることを問題点としているものである。いずれも『概要』で指摘されていたものである。小作料減免問題が供出米に支障をきたすことについては、鳥取や山口でも述べられているし、補償金穀の混乱や俵代・俵装料・奨励米などの支給を受けられない惧れが鳥取や奈良からも出されている。その他、やや個別的な事例に類する問題としては、小作側が勝手に減額した入庫証券を地主に交付するもの（山口）や管理米代金の融資に対する利子払いで小作人の負担増が生じる（福岡）といったことも指摘されている。

③小作料の種別変更との関連である。これも『概要』に指摘があったが、初小作料の玄米への転換・刈分小作の普通小作への転換（福島）と代金納化・金納化への動き（埼玉、神奈川、新潟、石川、岐阜、奈良、鳥根、福岡）である。また、④米穀管理制度により全量強制検査となったため乾燥調製に対して小作側の負担が増加すること（福島、佐賀）が指摘されている。

以上が、農林省調査並びに中央物価統制協力会議の調査による、供出制度の地主小作関係への影響についての指摘であったが、ただし、ここに指摘されていることが実際に農村の現場でどのように具体的に展開したのかは今後の検討課題として

残されている。特に、ここで示したのは米穀国家管理の初期のものであり、また本稿で示した問題が戦時期の農村社会でどの程度問題であったのかについては、別途実証的な検討が必要である。本稿で示したのは、その手掛かりにすぎない。

- (1) 米穀国家管理については、小倉武一『土地立法の史的考察』農業評論社、1951年、838～843頁、細貝大次郎『現代日本農地政策史研究』御茶の水書房、1977年、1084～1107頁を参照。
- (2) 大内力『日本農業論』岩波書店、1978年、364～365頁。
- (3) 農林省農務局農政課『米穀国家管理ノ小作関係ニ及ボス影響並ニ地方小作官ノ意見ノ概要』は、『農地制度資料集成』補巻2、御茶の水書房、1973年に収録されている。
- (4) 以上、中央物価統制協力会議『中央物価統制協力会議年報—昭和十四年十一月創立より十六年三月末に至る活動概況—』1941年。なお、中央物価統制協力会議については、これまで本格的な検討がなされていない。『中央物価統制協力会議年報』は、1939・1940年度（「昭和十四年十一月創立より十六年三月末に至る活動概況」）、1941年度（「昭和十六年四月より十七年三月末に至る活動概況」）、1942年度（「昭和十七年四月より十八年三月末に至る活動概況」）の3冊が出されている。これによれば、大体の概要は分かるが、1944年度以降が不明であり、解散年月日も確認できない。中央物価統制協力会議はきわめて多くの有用な調査報告書を残しており、戦時期を検討する際の有力な資料となる。この調査を担ったのは、当時勤務していた若い事務員たちであったが、その事務局を統括したのは、理事に就任した本位田祥男であった（経歴は「本位田祥男先生遺稿年譜」『本位田祥男先生遺稿集』人間の科学社、1979年参照）。本位田は東京帝国大学経済学部教授であったが、1939年2月、平賀肅学により東京帝国大学教授を辞していた。その頃の著書に、『統制経済の理論』日本評論社、1938年、『新体制下の経済』日本評論社、1940年、『大東亜経済建設』日本評論社、1942年がある。1939年12月に中央物価統制協力会議理事に就任した後、1940年には大政翼賛会経済政策部長に就任、理論と実践の両面で戦時体制の構築にかかわった（本位田の理論的位置については、柳澤治「戦前日本の統制経済論とドイツ経済思想—資本主義の転化・修正をめぐる—」『思想』921、2001年、並に柳澤治『戦前・戦時日本の経済思想とナチズム』岩波書店、2008年を参照）。当時の事務員には、金澤良雄（1938年東京帝国大学法学部卒業。戦後、北海道大学法学部教授、東京大学法学部教授、成蹊大学

- 法学部教授。著書に『経済法の史的考察』有斐閣、1985年など。経歴は同書による）、大谷省三（1933年東京帝国大学農学部農業経済学科卒業。1944年、北海道特高課に逮捕。戦後、東京農工大学農学部教授、山梨大学教育学部教授、岐阜経済大学教授。日本学術会議会員、日本農業経済学会会長。著書に『自作農論・技術論：戦後初期論文集』農山漁村文化協会、1973年など。経歴は同書による）、相原茂（1933年東京帝国大学経済学部卒業。戦後、東京大学教授。著書に『蓄積と恐慌』角川書店、1949年など）、鮫島龍行（1935年東京帝国大学経済学部卒業。戦後、日本統計協会専務理事など。相原・鮫島の経歴については相原・鮫島編『統計日本経済：経済発展を通してみた日本統計史』筑摩書房、1971年による）がいた。また、戦時中に出されたトインビー『英国産業革命史』高山書院、1943年の翻訳者（川喜多孝哉、齋藤泰次郎、杉浦滋、原田檀）のうち、川喜多・杉浦は、中央物価統制協力会議に勤務する若手であった。川喜多には、『イギリス戦費の実態』国際書房、1944年の翻訳もある。なお、金澤良雄の戦時中の著作に、「闇の実態とその対策」『法律時報』16—12、1944年があり、その肩書きは「中央物価、法規相談所主任」となっている。
- (5) 前掲『中央物価統制協力会議年報』の「昭和十六年四月より十七年三月末に至る活動概況」にも「昭和十七年四月より十八年三月末に至る活動概況」にも『米穀管理規則実施に伴ふ小作米受渡事情』に関する記述は一切ない。おそらく、本報告書が「秘」扱いの報告書であったためと思われる。
 - (6) 『農地制度資料集成』10、御茶の水書房、1972年、924頁。
 - (7) 細貝前掲書、1086～1087頁。この改正米穀管理実施要綱は『農地制度資料集成』10には掲載されておらず、小倉前掲書（840頁）からの引用である。なお、細貝氏は、代金納化が実現するのは1941年の改正米穀管理実施要綱以降としているが（細貝前掲書1087頁）、1940年から代金納は制度的には可能であった。
 - (8) 西田美昭編著『戦後改革期の農業問題—埼玉県を事例として—』日本経済評論社、1994年、301～302頁。
 - (9) 西田前掲書302頁。
 - (10) 西田美昭・村木久美子『東松山市史編さん調査報告第18集 東松山市域における手作地主経営の展開—下野本 太田家の場合—』1979年、5頁、29頁。
 - (11) 西田・村木前掲論文、54～55頁。
 - (12) 永原慶二・中村政則・西田美昭・松元宏『日本地主制の構成と段階』東京大学出版会、1972年、284頁、285頁

(13) 西田美昭編著『昭和恐慌下の農村社会運動』御茶の水書房、1978年、317～321頁、341頁。

*** *** ***

以下では、中央物価統制協力会議『米穀管理規則実施に伴ふ小作米受渡事情』（1941年5月）の復刻を行いたい。原本と変更したところがあるので、説明しておく。①原本では、「米穀管理規則実施に際し小作米は直接小作人より供出せらるゝや否や、及その具体的手続」と「右による影響就中小作関係に及ぼしたる影響並に之が対策」の二つの照会事項が、道県ごとに上段・下段の二段に組まれていたが、本復刻ではスペースの関係で1段に打ち直し、二つの照会事項を並列した。②明らかな誤植は修正した。③二重括弧（《 》）は坂根の注記である。二箇所（*1、*2）の注記は末尾に記した。④道県の番号は便宜的に付けたものである。原本には付されていない。⑤原本の表紙には、秘の朱印が押されている。⑥奥付は省略した。

昭和十六年五月

米穀管理規則実施に伴ふ小作米受渡事情

中央物価統制協力会議

はしがき

一、昭和十五年秋、米穀管理規則が実施せられ、我が国米穀政策はこゝに画期的転換を示したが、その農村社会経済に与へた影響は極めて大きいものがあらうと考へられる。就中、同規則の実施に際して、小作米の供出が如何なる方法に依つて行はれてゐるか、又その影響如何は、最も重要な問題の一つである。

一、本会議はこの点につき、昭和十六年一月各道府県経済部に対し管内の実情を照会し、米穀対策の参考資料たらしめんとした。本冊子は之を取纏めたものである。

一、本調査に際し、御回答を得たる道府県は左の如くであるが、御配慮に対して深甚の謝意を表する次第である。

北海道、青森、秋田、福島、茨城、群馬、埼玉、神奈川、新潟、富山、石川、長野、山梨、岐阜、和歌山、三重、奈良、兵庫、岡山、広島、島根、

鳥取、山口、愛媛、高知、福岡、佐賀、大分、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄、（以上一道三十二県）

昭和十六年五月

中央物価統制協力会議

米穀管理規則実施に際し小作米は直接小作人より供出せらるゝや否や、及その具体的手続

1、北海道

小作人より直接供出

2、青 森

小作人より直接最寄倉庫に出荷せしむる様指導しつゝあり

労力と費用との点に於て漸次金納又は小作人居住地最寄倉庫に納入し倉荷証券による収納増加しつゝあり具体的手続に付ては地主、小作人の協定により関係農会に申出

5、秋 田

地主倉庫の指定少き結果小作人は地主倉庫に納入するを以て足る、従つて慣行を踏襲し、地主に於て指定倉庫迄の搬入費用を負担す

7、福 島

小作人より直接供出せしむ（作業班をして供出）

8、茨 城

小作人より直接供出

10、群 馬

地主が県外居住の場合は直接小作人より供出せしめ、県内居住の場合は小作人が生産検査を受ける時同時に管理米証印を押捺し地主に上納せしめ地主より管理米として供出せしむ

11、埼 玉

小作米は小作人の手元に於て管理米証印を押捺し其の市町村指定倉庫に入庫するを建前とするも、一部地主は従来通り自己に引取り指定倉庫に供出するものあり

14、神奈川

1、小作人より直接供出せるものと、一旦地主に納入し地主より供出するものと二種あり

2、具体的方法は

直接供出の場合は地主は自家保有米と為すべき小作米を小作人何某より何俵と予め指定し其他の小作米は小作人に於て検査所受検の際[㊦]判

の押捺を受け地主方に運搬することなく直接所属産業組合倉庫に搬入し入庫証券を以て地主方に持参し小作料納入手続を完了す

此の場合に於ては小作人は組合迄の運賃として地主より一俵六銭の交付を受く

15、新 潟

小作人より直接供出す

具体的方法は

(1) 小作人に於て小作米を産業組合(農業倉庫)へ入庫し其入庫者又は倉荷証券を地主に納付して小作料の支払をなす

(2) 小作人に於て管理米として之を組合へ入庫し組合より代金の支払ひを受けたる後改ためて地主に対し代金納の形式にて小作料を納付する二方法を執る

16、富 山

小作人より直接供出す

17、石 川

小作人より地主に納入、地主に於て管理米の割当を受けて供出するを原則とするも、小作米の納入が産業組合倉庫、農業倉庫等に於て行はるゝ場合は直接小作人より供出し入庫証券又は代金を地主に納入す

19、山 梨

地主名を以て小作人より直接供出

20、長 野

玄米小作料地方は地主の保有米以外は小作人直接出荷の傾向なり

籾小作料が本県小作料総額の約半額以上を占むる状況なるが其の地方に於ては小作料籾を地主に納入し地主其他に於て籾摺調整の上供出するもの大部分なり

一部地方に於ては籾小作料を玄米小作料又は金納小作料に改定せるものあり

21、岐 阜

大部分を小作人より直接供出

小作人は地主名義の下に指定倉庫に運搬し、販売組合に於ては地主に対し公定価格あり諸雑費を差引ける額の範囲内に於て仮払ひを為し政府米又は配給統制規則の下に販売せられたる場合に於て精算す

24、三 重

原則として小作人より直接供出す

割合は直接八〇%、地主よりの分二〇%

28、兵 庫

小作人より直接出荷せしむるやう系統農会をして督励しつゝあり

29、奈 良

直接小作人よりの供出二五%地主よりのもの七五%一部町村に於ては産業組合に於て生産者より全部供出せしめ組合に於て地主小作人との授受を書類で決済する方法を採る

(イ) 小作料減免額未決定のものに付ては小作人より一部地主に内納し地主は其の内より保有米を控除して出荷

(ロ) 小作料内納の外、未確定の分は別扱にして供出したるものあり、内納入以外は別扱とせず供出し小作料の内納以外の残額は小作料解決次第金納制により授受の形式をとるものあり

(ハ) 内納入もせず別扱にして供出するものあり

(ニ) 小作人内納もせず、別扱にもせず、一応小作人より供出し後に代金納により解決せんとするものあり

30、和歌山

小作人より直接供出せしむ

31、鳥 取

地主名義を以て小作人より直接供出するを原則とす

32、島 根

成るべく小作人より地主名義にて直接納入す手続は市町村農会に於て小作人より収受したる小作米額に対し其の領証を農会より小作人を経ずして直接関係地主に交付するに依る

33、岡 山

原則的に小作人より直接供出小作人より地主名義にて供出するものとす

34、広 島

小作人より直接供出せしむ

小作人をして小作米を農業倉庫に入庫せしめ小作人に対し地主名義の入庫票を交付し此の入庫票を以て小作料の納入を為さしめつゝあり

35、山 口

地主の管理米は特別の事情なき限り小作人の手許より直接之を出荷

(1) 市町村農会に於て全地主より其の自家消費米として小作米中より控除すべき量を申告せしめ予想収穫高に基き管理数量の割当を決定し

之を地主に通告す

(2) 地主は前項割当通知に基き小作米中自家消費米に充つべき数量のみ現物を納入し残余は農業倉庫に搬入すべきことを関係小作人に通告す

(3) 小作人は小作米を直接指定倉庫に地主名義にて供出し其の入庫証券を地主に持参すること、す

38、愛媛

小作人より直接供出せしむ

(1) 産業組合に於て小作米の取立を行ひ来りし町村に在りては生産者の販売米と併せて小作米全部を組合に持参し地主別に受渡額を計算し此内より地主の保有米を差引管理米として供出す

(2) 新に小作人より直接管理米として供出する小作米は予め地主との間に小作料の受渡計算を然る後現物を指定倉庫に供出す

39、高知

小作人より直接供出せしむる方針にして地主及小作人間に於て協議の上小作料を可成金銭に換算せしめて支払ふ様指導しつゝあり

40、福岡

地主より供出せるもの多きも小作人より直接供出するもの増加の傾向にあり
代金納化は微少なり

41、佐賀

小作米も全部農会の出荷統制の下に管理米として小作米より直接供出するを原則とす
右小作米中地主の保有米に付ては申請により承認し其範囲内に於て直接授受し得るも原則としては全部を出荷せしめ管理米と保有米の分は現物を以て授受するも其他は全部管理米として統制す

42、長崎

小作人より直接供出

43、熊本

大部分は直接小作人より供出せり

手続としては従来地主倉庫を小作米の受渡場所と為し居る場合は知事の指定したる農業倉庫業者其他の者の倉庫を以て受渡場所となす様地主、小作人間に於て協定を為し又小作米の数量決定せざる場合にありては一応小作人名義にて指定倉庫に寄託をなし小作米数量の決定を俟ち

て寄託者の名義を地主に変更する場合あり

44、大分

可及的に小作人より直接供出せしむ

45、宮崎

小作人より直接供出す

46、鹿児島

米穀管理実施に際し小作米は大部分小作人より供出し共同作業班の共同出荷に依れり

47、沖縄

該当なし

右による影響就中小作関係に及ぼしたる影響並に之が対策*

1、北海道

小作関係を若干複雑ならしむるも農地委員会の活動により善処せしむ

2、青森

寧ろ小作人の負担を軽減せしむる

5、秋田

五反歩以下の小作者は収穫米より自家用米を差引けば小作料として納入する部分が一部又は全部不足すること、なる故に小作料は自家用保有米より先に支払はしむること、なし其の残部を自家用保有米となす様指導し不足の部分は産業組合等を利用し之が確保をなす

7、福島

(イ) 小作米中端米は管理米として供出不能に付小作人より地主に納入せしめ地主の自家用保有米に充当せしめたり(地主に於て保有米に余剰を生じたる場合は地主より管理米に充当)

(ロ) 地主より小作人に交付する補償金穀中現物交付のものは代金納に改正したり

(ハ) 東白川郡下に存在する初小作慣行は之を玄米に、会津地方に多少存在する刈分小作慣行は定額小作に改め、此の結果小作人の負担の増加とならざる様相当の補償金穀を交付すること、せり

(ニ) 従来産米検査除外地又は検査米施行地域にして国家管理に伴ふ産米検査実施に依り検査米を小作料として授受するに至りたるものには小作料統制令に違反せざるやう相当の補償金穀を交付すること、し、小作人の負担の増加とならざるやう処置す

8、茨 城

何等影響なき如し

10、群 馬

確たる影響を把握するに至らず

11、埼 玉

小作人は物納契約の時にも金納を希望するも現物納付を継続しあり

14、神奈川

1、小作人（小規模小作人）は自家保有米留保の爲め従来の物納制を臨時代金納制に変更せんことを希望するもの続出す

2、従来小作奨励米は大体各等間の開き一俵に付き五合なりしも米価公定の結果右五合代金に比し大に縮小せらるゝに至りしが爲め小作人は以前の下級米を納入せんとする傾向に反し却つて上級米を納入し以て奨励金穀受取額を増嵩せしめんとするもの多きを見るに至れり

3、農村在住下級俸給生活者等にして自家保有米獲得の爲め一反或は二反等小規模農業を開始する者少なからず

1に対しては県に於ても小作料統制令に抵触せざる範囲に於て原契約を変更せず且他の諸条件に付小作人の負担の増加を来すことなくして双方合意の上便宜臨時的に契約物量を換算金を以て納入することを黙約しつゝ、あるも弊害なし

15、新 潟

一、上記方法中*2

第一は好評なるも、第二は小作人中入手したる代金を他の支払等に流用する場合多く、従つて地主への精算円滑ならざるものあり

二、一部地方に於て地主の代金納の建値を並建米に決定強制したる結果従来不良米生産地にて不合格米等を小作米に納入しありし小作人より異議を唱へ地主亦本施設に悪結果を及ぼしたるあり

三、之が対策として

1、倉庫網の完備に努むること

2、代金納の建値の決定に当りては地主小作兩者協調し地方状況に則したる建値たらしむるを要す

16、富 山

事例を認めず

17、石 川

著しき影響を認めざるも将来起り得べき影響と

しては奨励米交付の慣行並に小作料の減免慣行に関するものにして地主に対し管理米を割当つる場合右慣行を考慮せずして行ふときは地主は管理米確保を理由に奨励米の交付、小作料の減免を行はざるに至り小作人に不利を招く結果となるべく、又従来の如く奨励米の数量、小作料減免程度の決定を当事者間の妥協に委せ置く時は其の決定容易に行はれず荏苒時日を経過して管理米の割当並に供出に支障を生ずること多かるべし

之が対策として市町村農地委員会等の公的機関に於て行ふ必要あり

将来小作人より直接供出し以て迅速なる運用を期し代金納制度を確立するの必要あり

19、山 梨

影響其の他なし

20、長 野

特記すべき事項なし

21、岐 阜

影響なし

自家保有米の不足する小作人に於ては幾分の小作米を代金納とする傾向あり

24、三 重

小作人の労力節約を見る

従来争となりたる小作米の米質、等級等に付き無用の摩擦を生ぜざるべし

凶作年に於ける小作料の減免問題に付き収穫高、米質等一切明瞭となり解決容易なるべし

地主は小作米の取立費、運搬費等不用となる小作米は地主の食糧米を除き大部分代金納となりたるを以て標準米と比較し格差相当の額を小作人に交付するもの増加の傾向にあり国家管理の結果倉庫の不足、貯蔵費、煩瑣なる手続等の為収穫米は従来の如く小作米納入期に任意に売却し得ざる憾あるべし

小作料減免に関する争議を防止する爲め小作料高率なるものは統制令に基き極力適正小作料を實行せしむることを奨励しつゝ、あり

28、兵 庫

地主小作人間に於て協議し、自家保有米及管理米の数量を決定し直接出荷の後領収証にて小作米の納入を完了しつゝ、あり

29、奈 良

(1) 小作料額は多少の減免行はるゝ慣行ある

を以て小作料納入額確定せざるを以て供出上支障となりつゝあり

町村外地主に小作米が移動し供出額査定上複雑化し出荷計画樹立上不便多し

(2) 小作人より直接供出せしむる場合支払金額は小作人に渡り故に金銭となると消費し易い故小作料の解決益々困難することを恐れつゝあり

(3) 政府米として供出し書類上の決済又は金納による場合従来支給を受けつゝありたる俵代、俵装料奨励米等の支給を受けざる恐れあり対策としては小作料の授受により米穀の移動多き故出荷計画の樹立、需給計画等に不便多きを以て生産者より供出せしめ小作料額は金納制とするを便とすべし

県としては地方事情によりては一応未解決の儘小作人より供出せしめたる場合争ひある部分を控除したる残りは産業組合で金券を保管する方法を市町村農地委員会に於て斡旋し一般小作民の了解を得るやう奨励せり

30、和歌山

特に影響と認むべきものなし

31、鳥取

小作料減免不円滑を来し米穀管理遂行上支障を生ずる場合なしとせず

之に対しては予め市町村農会、農地委員会間に於ける連絡により支障排除を図りつゝあり

小作米補償金穀の混乱を来す恐れあり

32、鳥根

不作による小作料の検見減免協定ならざる場合に問題あるべし、斯る場合に一応小作人の希望減免額を差引きたる数量を以て供出せしむるを適当とすべく、然らざる場合、減免せざる小作料の全額を地主名に於て供出済となり減免の解決困難を来すのみならず間接に国家権力により地主の有利に小作料を徴収せらるゝが如き結果を生ずべし

国家管理に対しては小作人の食糧に充つる等の為代金納の慣行ある地方に於ては地主の割当中より除外するを要し且つ小作人の他の現金支払急を要する為め已むを得ず小作人将来の食糧米をも一時供出販売する場合は将来の食糧米買戻に特別の便宜を供与する等の対策を要すべく之等は将来小作料の金納化によりて解決すべき問

題なり

33、岡山

労力節約及集荷促進に効果あり

端米を合して正俵とすること困難なるべし之に對しては

イ、端米は小作人居住の部落又は実行組合毎に取纏め能ふ限り正俵として供出

ロ、端米を産業組合にて買取り正俵とす、地主小作人間は端米のみ代金納となる

ハ、端米は地主に納め地主にて俵装の上供出するものあり。証券の交付複雑となり遅延の結果、供出と同時に地主に於て之を知り得ず、為に不安を抱くものあり

34、広島

(1) 従来飯米の不足する小作人に於て小作契約を更改して金納とするの傾向を生ず

(2) 規則第一条を地主中逆用するものあり
同規定を米穀生産者名のみに出荷せしむる様改定方を希望する者多し

35、山口

(1) 小作料減免問題と管理米の供出

争なき数量は地主名義にて争ひある数量は小作人名義にて供出

(2) 小作農家自家消費米の控除により小作米を完納し得ざるものあり、最近の実情に鑑み自家生産米は出来る限り自家の飯米とし小作料は代金納することを要望するもの次第に多き実情にあり

(3) 自家飯米の確保のため特に小作米の減額を要するものあり、又は小作人に於て適当に減額せる入庫証券を地主に交付せんとするもの一部にありて地主小作人の感情を刺激するを認む

38、愛媛

特に影響として採り上ぐべきものなく大体に於て好感を与へつゝあるもの、如し

39、高知

なし

40、福岡

小作人が自由に米穀を処分し得ざるに至り小作人の経済上に及ぼせる影響は至大なり

管理米代金の先払ひとして金融を受け利子補給を受くるの途ありと雖も尚幾何かの金利の支払を要し直接小作人の負担増加を来したり
対策としては小作米は金納に変化せしめ管理米

の割当は生産者にのみ之を行ふことゝするは考慮すべきものとす

[付記] 本稿は科学研究費補助金基盤研究(C)(研究代表者坂根嘉弘、課題番号19530309)による研究成果の一部である。

41、佐 賀

(1) 従来未検査米受渡せられたる小作米を管理制実施に伴ひ全部が強制検査に依るを以て受検の為め乾燥調整に対する負担加重となる

(2) 包装に要する資材、受検の為に要する労力の負担加重と精神的に苦痛となる

大体に於て労力不足と資材配給の一層不円滑化により亦生産物価の割安と引続く生産減等との関係により小作地を返還する向の漸次増加しつつ、ある現状なり

依りて小作米検査に対しては相当の保証金品を交付するを条件として検査し小作関係の円満を期すると共に産米の改良に務めつつ、あり

42、長 崎

1、小作料の減免小作米の授受に付ては従来に比し一層円滑且敏速に処理せらるゝに至れり

2、俵装料は生産者負担を原則とす
容器の配給又は俵装料に付き助成の途を拓かれ度意向あり

3、小作料金納化の傾向を若干見つつ、あり

43、熊 本

なし

44、大 分

小作米減免問題を誘発するの恐れあり斯る場合に付き飯米に不足する分を代金納とするも可なるやう指導し居れり

45、宮 崎

影響認められず

46、鹿 児 島

影響特になし

47、沖 縄

《空欄》

*1 「右による影響就中小作関係に及ぼしたる影響並に之が対策」の「右」は、照会事項の第一である「米穀管理規則実施に際し小作米は直接小作人より供出せらるゝや否や、及その具体的手続」を指す。

*2 「上記方法中」の「上記」は、照会事項第一の「米穀管理規則実施に際し小作米は直接小作人より供出せらるゝや否や、及その具体的手続」に対する新潟県の回答を指す。